

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エヌピーオー事業協議会

三 代表者の氏名

瀬山 正

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字山田字東町千四百三十一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、生産活動及びその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な職業準備訓練、日常生活及び社会生活に関する相談、支援、その他の便宜を適切且つ効果的に提供することにより、通常の事業所への就職を目指すとともに、就職が困難な障害者に対しては、その就労の機会の提供に努め、もって障害者の職業・生活の安定、日常生活の支援に寄与することを目的とする。